

後期授業料免除の簡略化について

以下の条件全てを満たす者は、後期授業料免除において、申請を簡略化して行うことができます。なお、申請の簡略化とは、申請書類の一部の提出を省略することを指します。

- ① 2024 年度前期に大学が実施する授業料免除申請を行っている
(辞退者、必要書類未提出者、高等教育の修学支援新制度のみの申請者除く)
- ② 前期申請時(4月1日時点)と10月1日現在で申請内容(家計状況、家族状況、就学状況等)に変更がない
※前期からの変更点が、住所変更や、貸与型の奨学金受給決定等、条件によっては変更なしと見なします。
詳細は授業料免除申請要領をご確認ください。
- ③ 前年10月1日以降に前学期末申請の臨時所得(退職金、保険金、資産譲渡所得等)を得ていない
- ④ 前期から在籍課程に変更がない(9月修士修了後、博士進学等は不可)
- ⑤ 留年者・修業年限超過者・残留者・仮進学者でない
- ⑥ 年度途中修了予定がない

※申請方法の詳細、注意点等については、授業料免除申請要領をご確認ください。

令和6年8月20日
学 生 支 援 課